

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第十一条の規定によって、次のとおり土地
立入りの許可をした。

令和二年十二月三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 起業者の名称

中国電力ネットワーク株式会社

二 事業の種類

一〇kV特別高圧架空送電線 カワダ線N〇. 一〇一四ほか経年鉄塔建替工事

三 立入りの目的

調査及び測量

四 立ち入ることができる土地の区域

安芸郡海田町東海田字久留見谷一〇三四八番二、一〇三四八番四、一〇三四八番一、
一〇三四八番二〇七、一〇三四八番二〇八、一〇三四八番二一〇、一〇三四八番二一六、
一〇三四八番二一七、一〇三四八番二二二、一〇三四八番二二五、一〇三四八番二五九、
一〇三四八番二七三、一〇三四八番二七四、広島市安芸区中野東町字大谷七一八一番、七
一八二番、七一八三番、七一九〇番、七二二七番、七二四八番、七二八二番、七二八三番、
七二八四番、七二八五番、字押手一五八一番、一五九三番、一五九八番、一六〇一番三、
一六〇三番二、一六〇三番三、一六一八番、一六二一番、一六二九番五六、一六二九番六
〇、字切田六四五二番一、六四八四番、字成岡一四九一番及び字平原九七八番地内

五 立ち入ることができる期間

令和二年十二月三日から令和三年五月三十一日まで